

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第一号様式

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 寺田 昌弘
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	平成24年5月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項はありません
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

【本文】

【発行者に関する事項】

発行者の名称	いちごグループホールディングス株式会社
証券コード	2337
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所（ジャスダック市場）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティ - イ - ・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シテューワ法律事務所 弁護士 松田 洋志
電話番号	03-6212-5500

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	いちごグループホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテルタワー
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1 いちごグループホールディングス株式会社 大澤 友弥
電話番号	03-3502-4809

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	いちごトラスト・ピーティ - イ - ・リミテッド(Ichigo Trust Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	179094 シンガポール、ハイストリートセンター #06-08 ノースブリッジロード 1 内 (1 North Bridge Road, #06-08 High Street Centre Singapore 179094)
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シテューワ法律事務所 弁護士 松田 洋志
電話番号	03-6212-5500

【訂正事項】

訂正箇所には_(下線)を付しています。

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年4月25日					
訂正前	第2【提出者に関する事項】 1【提出者(大量保有者)/1】 (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】					
	年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別
	該当なし					
訂正後	第2【提出者に関する事項】 1【提出者(大量保有者)/1】 (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】					
	年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別
	平成24年4月20日	株券	10,860	0.48%	市場内	取得
	平成24年4月23日	株券	1,161	0.05%	市場内	取得
	平成24年4月24日	株券	10,117	0.45%	市場内	取得
	平成24年4月25日	株券	1,064	0.05%	市場内	取得